

働き方改革

出張個別相談会

相談無料
秘密厳守

「広島働き方改革推進支援センター」より派遣される社会保険労務士等が、「働き方改革」に関する「労務管理」「賃金制度」などのお悩みをお伺いし、課題解決のための改善提案を行います。

開催日

毎月第4火曜日(9月15日、2月16日を除く)
5月26日、6月23日、7月28日、8月25日、9月15日、10月27日、
11月24日、12月22日、1月26日、2月16日、3月23日

時間

13:30~16:30
(1社当たり1時間程度)

場所

三次商工会議所

企業の皆さん、働き方改革関連法の対応は十分ですか？

2019年4月より改正法が適用されています。

- 働き方改革に関する助成金について知っていますか？
- 36協定について知っていますか？
- (法定)時間外労働・休日労働の上限時間数が法律で定められたことを知っていますか？
- 上限規制への対応について既になされていますか？
- 正規・非正規雇用労働者の不合理な待遇差が禁止されること(同一労働同一賃金)は知っていますか？(中小企業は2021年4月1日より適用)
- 正規・非正規雇用労働者の待遇差について、その理由を説明できますか？

項目にひとつでも「？」がある方は、当センターの専門家に是非ご相談になりませんか？

広島働き方改革推進支援センター

〈厚生労働省広島労働局委託事業〉 <https://public.lec-jp.com/hataraki-hiroshima/>

携帯電話・
タブレットから
簡単アクセス



FAX申込書

必要事項をご記入いただき、下記FAX番号にお送りください

会社名		業種	
TEL		従業員数	
住所			
担当者名 (部署・役職含む)			

相談会希望日時

第一希望	
第二希望	
第三希望	

ご相談内容

- 正規・非正規雇用労働者の不合理な待遇差の禁止について 働き方改革関連法全般について
- 助成金について 時間外労働の上限規制について 年次有給休暇の取得について
- 人材確保に資する技術的な相談 賃金規程の整備・賃金引上げに向けた環境整備
- その他()

広島県三次市三次町1843-1

三次商工会議所

FAX. 0824-63-5200

TEL. 0824-62-3125

会場

ご相談窓口・お問い合わせ先

広島働き方改革推進支援センター 〈厚生労働省広島労働局委託事業〉

〒730-0011 広島県広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス4F
(株)東京リーガルマインド(LEC)広島支社内

ロウドウ ヨクシヨ

0120-610-494

E-mail hiroshima-hatarakikata@lec-jp.com

受付時間

9:00~17:00
(土・日・祝日を除く)

